

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却](2025年4月度)

対象期間：2025年4月1日～4月30日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二－イ、規十二条の七の五－イ]

種 類		数 量※1
産業廃棄物	廃油	4,778 kg
	廃酸	11 kg
	廃アルカリ	150 kg
	廃プラスチック類	17,683 kg
	紙くず	0 kg
	木くず	0 kg
	繊維くず	0 kg
	ゴムくず	0 kg
	金属くず	4,472 kg
	ガラスくず及び陶磁器くず	4,631 kg
特別管理 産業廃棄物	引火性廃油	1,505 kg
	廃油(有害)	3 kg
	廃酸(有害)	3 kg
	廃アルカリ(有害)	0 kg
	感染性廃棄物	130,754 kg

※1・・・kg以下は四捨五入

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置(連続測定)[規十二条の七の二－ロ、規十二条の七の五－ロ]

	燃焼ガス温度	集塵機流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度
測定位置	別図の①	別図の②	別図の③
測定結果が得られた日	2025年4月1日～4月30日	2025年4月1日～4月30日	2025年4月1日～4月30日
測定結果	別紙のとおり※2	別紙のとおり※2	別紙のとおり※2

ばいじんの除去の実施状況と措置[規十二条の七の二－ハ、規十二条の七の五－ハ]

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	2025年4月1日～4月30日	2025年4月1日～4月30日

排ガスの測定結果[規十二条の七の二－ニ、規十二条の七の五－ニ]

		6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置		別図の③	別図の③
採取した年月日		2025年2月5日	2025年2月5日
測定結果が得られた日		2025年3月7日	2025年3月7日
ダイオキシン類			0.13 ng-TEQ/m3N
ばい煙量又は ばい煙濃度	硫黄酸化物	0.016 m3N/h	
	ばいじん	0.001 g/m3N	
	塩化水素	62 mg/m3	
	窒素酸化物	52 ppm	

※2・・・連続記録紙は焼却施設操作室にて開示